

災害救助法の見直しに係る指定都市市長会要望

指定都市が救助の実施主体と位置付けられるよう、災害救助法を早期に改正すること。

指定都市市長会は、「基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えている指定都市が、災害時においては救助等の事務・権限について自ら包括的に担うことが適当である」との考え方から、長年にわたり、道府県から指定都市への権限移譲を柱とする災害対応法制の見直しを求めてきた。

これまでも国の検討会議等において指定都市と道府県の役割分担について議論されてきたが、災害時に指定都市がその能力を十分に発揮できる自立的かつ機動的な体制を確立するとともに、被災地全体の視点からより迅速かつ的確な救助を可能とするため、上記のとおり要望する。

平成30年4月11日
指 定 都 市 市 長 会